

令和 3 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 206 条—第 210 条」を「第 204 条—第 208 条」に，「第 211 条」を「第 209 条」に改める。

第 4 条第 3 項中「責任者を設置する等」を削り，「講じるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 3 2 条中「第 36 条」を「第 36 条第 1 項」に改める。

第 3 4 条に次の 1 項を加える。

4 指定居宅介護事業者は，適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 3 4 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 3 4 条の 2 指定居宅介護事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画

に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第36条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

- 第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
 - 3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じ

なければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第49条中「第33条」の次に「第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第51条第6項中「愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第52号。以下「指定入所施設基準条例」という。）

第53条」を「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所施設基準省令」という。）

第52条」に改める。

第53条第3項中「指定入所施設基準条例第54条」を「指定入所施設基準省令第53条」に改める。

第60条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第69条中「第74条」を「第74条第1項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第72条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第74条に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第78条中「第37条、第38条第1項」を「第34条の2、第36条の2から第38条（第2項を除く。）まで」に、「第41条」を「第41条の2」に改める。

第87条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて

通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第91条中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第92条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第94条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「、第76条及び第77条」に改める。

第95条の5中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第96条中「第206条」を「第204条」に改める。

第110条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第110条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第123条中「第35条」を「第34条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第149条中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に，「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に，「第94条」を「第94条第1項」に，「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第149条の4中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に，「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に改める。

第150条中「第206条」を「第204条」に改める。

第159条中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に改め，「，第75条」を削り，「第94条」を「第94条第1項」に，「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第159条の4中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に改め，「，第75条」を削る。

第160条中「第206条」を「第204条」に改める。

第163条中第5項を削り，第6項を第5項とする。

第164条第2項中「及び第3項」を「から第5項まで」に改める。

第170条の見出し中「支援」を「支援等」に改め，同条に次の1項を加える。

- 2 指定就労移行支援事業者は，利用者が，第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第172条中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に，「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に，「第94条」を「第94条第1項」に，「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第183条に次の1項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は，利用者が，第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第184条の2の次に次の1条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第196条の3の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第185条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第190条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第191条第1項中「第206条」を「第204条」に改める。

第194条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第194条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第194条の12及び第194条の20中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第196条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第200条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第201条の4第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第201条の13第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第201条の18に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第202条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第163条第1項第3号及び第6項」を「第163条第1項第3号及び第5項」に改める。

第17章中第206条を第204条とし、第207条から第209条までを2条ずつ繰り上げる。

第210条第1項中「第37条から」を「第34条の2、第36条の2から」に、「第61条まで」を「第62条まで」に改め、「第72条まで」の次に「第76条」を、「第83条」の次に「第88条から第90条まで」を加え、「第94条の」を「第92条から第94条までの」に、「第210条第1項」を「第208条第1項」に、「第210条第2項に」を「第208条第2項に」に、「第210条第3項」を「第208条第3項」に、「第210条第4項」を「第208条第4項」に、「第94条中」を「第90条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第94条第1項中」に、「第210条第2項及び第4項から第5項まで」を「第208条第1項」に改め、同条第2項中「第62条、第75条、第76条、」を削り、「から第90条まで、第92条及び第93条」を「及び第87条」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」を削り、同項後段を削り、同条第4項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」を削り、同項後段を削り、同条第5項中「第62条、第75条、第76条、」、「第88条から第90条まで、第92条、第93条」及び「第90条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と」を削り、「第210条第5項」を「第208条第5項」に改め、同条を第208条とする。

第18章中第211条を第209条とする。

付則第2項及び第3項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。
(松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第61号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講じるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第4号中エを削り、オをエとする。

第7条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

第27条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

第36条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(指定障害福祉サービス基準条例第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条中「以下」を「第52条第1項において」に改める。

第47条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第47条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第47条の2 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第50条第2項中「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第52条に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第59条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第59条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講じるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果につ

いて、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第60号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延

の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的
に実施すること。

第50条、第55条及び第60条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第71条の2の次に次の1項を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

- 第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第72条の3の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

(松山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 松山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講じるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 地域活動支援センターは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第14条の次に次の1項を加える。

(勤務体制の確保等)

第14条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第15条の2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条第2項中「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第19条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の

ための指針を整備すること。

- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第19条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第19条の2 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(松山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 松山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講じるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 福祉ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第12条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 福祉ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第17条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第17条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第17条の2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、

その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第45条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講じるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第19条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第60号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場

において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第37条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「障害者支援施設に」を「当該障害者支援施設に」に、「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第45条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第45条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講じるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。）」を「又は保育士」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の」を「又は保育士の」に改め、同条第2項中「おいて日常生活」を「おいて、日常生活」に、「ときは、」を「ときは」に改め、「同じ。）を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かぶたん}喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条第2項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行うときは看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行うとき。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第79条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第79条において同じ。）を行うとき。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第79条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第79条において同じ。）を行うとき。

第6条中第6項を第7項とし、同条第5項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち」を「又は保育士の合計数の」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第79条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第7条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「ときは、」を「ときは」に改め、「機能訓練担当職員を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒

常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行うときは看護職員を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行うとき。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行うとき。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行うとき。

第7条第5項中「前各項」を「第1項から第5項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第4項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない場合にあつては、第1号の従業者に限る」を「第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第3号に掲げる看護職員を除く」に改め、同項第2号中「機能訓練担当職員」の次に「（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第7条中第3項を第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練

担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第28条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第38条中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第44条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第45条第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第46条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第60条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項を削る。

第77条中「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第79条第1項第1号中「，保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め，同条第2項中「日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う指定放課後等デイサービス事業所には，機能訓練担当職員を」を「指定放課後等デイサービス事業所において，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行うときは機能訓練担当職員を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行うときは看護職員を，それぞれ」に改め，同項後段を削り，同項に次のただし書を加える。

ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により，看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ，当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行うとき。
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行うとき。
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行うとき。

第79条中第6項を第7項とし，同条第5項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に，「，保育士又は障害福祉サービス経験者のうち」を「又は保育士の合計数の」に改め，同項を同条第6項とし，同条第4項中「，保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め，同項を同条第5項とし，同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め，同項を同条第4項とし，同項の前に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき，機能訓練担当職員等を置いた場合において，当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは，当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第86条第1項第1号中「，保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」

に改め、同条第2項を削る。

第91条第2項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第97条中「第39条」の次に「、第39条の2」を加える。

第102条中「第39条」の次に「、第39条の2」を加え、「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第103条第1項中「、第2項及び第4項、第7条」を「から第3項まで、第7条（第3項及び第6項を除く。）」に、「及び第2項、第91条第1項並びに」を「から第3項まで、第91条第1項及び」に、「「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」を「同条第3項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」に、「、同条第2項及び第3項」を「、同条第2項及び第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」を「同条第3項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」に改め、同条第2項中「第6条第4項及び第79条第4項」を「第6条第5項及び第79条第5項」に改める。

付則第2項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第4条第3項及び第41条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条並びに第208条第1項において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第4条第3項及び第59条の

2, 第3条の規定による改正後の松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新障害福祉サービス基準条例第50条, 第55条, 第60条, 第69条, 第84条及び第87条において準用する場合を含む。），第4条の規定による改正後の松山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第3条第4項及び第19条の2, 第5条の規定による改正後の松山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第17条の2, 第6条の規定による改正後の松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項及び第45条の2並びに第7条の規定による改正後の松山市指定通所支援の事業等の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第4条第4項及び第46条第2項（新指定通所支援基準条例第59条, 第63条, 第77条, 第84条, 第85条, 第89条, 第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは, 「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間, 新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項, 第44条の4, 第49条第1項及び第2項, 第78条, 第95条, 第95条の5, 第110条, 第110条の4, 第123条, 第149条, 第149条の4, 第159条, 第159条の4, 第172条, 第185条, 第190条, 第194条, 第194条の12, 第194条の20, 第201条並びに第208条第1項において準用する場合を含む。）, 新指定障害者支援施設基準条例第47条の2, 新障害福祉サービス基準条例第25条の2（新障害福祉サービス基準条例第50条, 第55条, 第60条, 第69条, 第84条及び第87条において準用する場合を含む。）, 新地域活動支援センター基準条例第15条の2, 新福祉ホーム基準条例第13条の2, 新障害者支援施設基準条例第37条の2及び新指定通所支援基準条例第39条の2（新指定通所支援基準条例第59条, 第63条, 第77条, 第84条, 第85条, 第89条, 第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあ

るのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第35条第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第123条、第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。）、第73条第2項及び第92条第2項（新指定障害福祉サービス基準条例第95条の5、第110条、第110条の4、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条及び第208条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第50条第2項、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第48条第2項（新障害福祉サービス基準条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第16条第2項、新福祉ホーム基準条例第14条第2項、新障害者支援施設基準条例第39条第2項並びに新指定通所支援基準条例第42条第2項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第36条の2第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条並びに第208条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第53条第3項、新障害福祉サービス基準条例第28条第3項（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設基準条例第41条第3項及び新指定通所支援基準条例第45条第3項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これ

らの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(指定児童発達支援の事業の人員の基準に関する経過措置)

6 この条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前の松山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び付則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については，新指定通所支援基準条例第6条第1項及び第5項の規定にかかわらず，令和5年3月31日までの間は，なお従前の例による。

7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第6条第3項及び第6項の規定の適用については，令和5年3月31日までの間，同条第3項中「又は保育士」とあるのは「，保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者，同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者，通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって，2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と，同条第6項中「又は保育士の合計数」とあるのは「，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

8 旧指定児童発達支援事業者については，新指定通所支援基準条例第7条第6項の規定にかかわらず，令和4年3月31日までの間は，なお従前の例による。

(基準該当児童発達支援の事業の人員の基準に関する経過措置)

9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第60条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については，新指定通所支援基準条例第60条の規定にかかわらず，令和5年3月31日までの間は，なお従前の例による。

10 旧基準該当児童発達支援事業者については，旧指定通所支援基準条例第60条第2項の規定は，令和5年3月31日までの間，なおその効力を有する。

(指定放課後等デイサービスの事業の人員の基準に関する経過措置)

11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第79条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項及び付則第13項において「旧指定

放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第79条第1項及び第5項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第79条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第79条第6項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。

(基準該当放課後等デイサービスの事業の人員の基準に関する経過措置)

14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第86条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第86条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第86条第2項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)等の改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関し、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第34号

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市湯山福祉センター条例の廃止について

松山市湯山福祉センター条例を廃止する条例を次のように定める。

記

松山市湯山福祉センター条例を廃止する条例

松山市湯山福祉センター条例（平成6年条例第27号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

湯山福祉センターを廃止するため、本案を提出する。

令和 3 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 2 号から第 5 7 号までを次のように改める。

(22) 飲食店営業許可申請手数料

ア 露店又は自動車に係るもの 1 件につき 9,000 円

イ その他に係るもの 1 件につき 18,000 円

(23) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する

営業許可申請手数料 1 件につき 5,000 円

(24) 食肉販売業許可申請手数料 1 件につき 11,000 円

(25) 魚介類販売業許可申請手数料 1 件につき 11,000 円

(26) 魚介類競り売り営業許可申請手数料 1 件につき 23,000 円

(27) 集乳業許可申請手数料 1 件につき 11,000 円

(28) 乳処理業許可申請手数料 1 件につき 23,000 円

(29) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 1 件につき 23,000 円

(30) 食肉処理業許可申請手数料 1 件につき 23,000 円

(31) 食品の放射線照射業許可申請手数料 1 件につき 23,000 円

(32) 菓子製造業許可申請手数料 1 件につき 16,000 円

(33) アイスクリーム類製造業許可申請手数料 1 件につき 16,000 円

(34) 乳製品製造業許可申請手数料 1 件につき 23,000 円

(35) 清涼飲料水製造業許可申請手数料 1 件につき 23,000 円

(36) 食肉製品製造業許可申請手数料 1 件につき 23,000 円

(37) 水産製品製造業許可申請手数料 1 件につき 18,000 円

(38) 氷雪製造業許可申請手数料 1 件につき 23,000 円

- (39) 液卵製造業許可申請手数料 1件につき 18,000円
- (40) 食用油脂製造業許可申請手数料 1件につき 23,000円
- (41) みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 1件につき 18,000円
- (42) 酒類製造業許可申請手数料 1件につき 18,000円
- (43) 豆腐製造業許可申請手数料 1件につき 16,000円
- (44) 納豆製造業許可申請手数料 1件につき 16,000円
- (45) 麺類製造業許可申請手数料 1件につき 16,000円
- (46) そうざい製造業許可申請手数料 1件につき 23,000円
- (47) 複合型そうざい製造業許可申請手数料 1件につき 33,000円
- (48) 冷凍食品製造業許可申請手数料 1件につき 23,000円
- (49) 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料 1件につき 33,000円
- (50) 漬物製造業許可申請手数料 1件につき 18,000円
- (51) 密封包装食品製造業許可申請手数料 1件につき 23,000円
- (52) 食品の小分け業許可申請手数料 1件につき 16,000円
- (53) 添加物製造業許可申請手数料 1件につき 23,000円
- (54)から(57)まで 削除

第2条第1項第65号中「22,000円」を「22,300円」に改め、同項第67号イ中「200円」を「220円」に改め、同号ウ中「60円」を「140円」に改め、同号エ中「20円」を「130円」に改め、同項第68号中「19,000円」を「19,400円」に改め、同項第69号中「10,000円」を「10,300円」に改め、同項第71号中「5,500円」を「5,600円」に改め、同項第72号中「2,300円」を「2,400円」に改め、同項第86号の19の次に次の8号を加える。

- (86)の20 地域連携薬局認定申請手数料 1件につき 11,300円
- (86)の21 地域連携薬局認定更新申請手数料 1件につき 11,300円
- (86)の22 地域連携薬局認定証の書換え交付手数料 1件につき 2,200円
- (86)の23 地域連携薬局認定証の再交付手数料 1件につき 3,000円
- (86)の24 専門医療機関連携薬局認定申請手数料 1件につき 11,300円
- (86)の25 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料 1件につき 11,300円
- (86)の26 専門医療機関連携薬局認定証の書換え交付手数料 1件につき 2,200円

(86)の27 専門医療機関連携薬局認定証の再交付手数料 1件につき 3,000円

第2条第1項第124号の9中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号ア(ア)の表並びに(イ) aの表及びbの表中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同項第124号の10中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項第124号の11中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号ア(ア)の表中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同号ア(イ)中「又はフロア入力法」を「、フロア入力法又はモデル住宅法」に改め、同号ア(イ)の表並びにイ(ア)の表及び(イ)の表中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同条第2項中「第55号」を「第53号」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項及び付則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第2条第1項第124号の9から第124号の11までの改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 令和3年4月1日
 - (3) 第2条第1項第124号の11ア(イ)の改正規定（「又はフロア入力法」を「、フロア入力法又はモデル住宅法」に改める部分に限る。） 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日
 - (4) 第2条第1項第86号の19の次に8号を加える改正規定 令和3年8月1日
- 2 令和3年8月1日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第7項の規定に基づき行うことができる同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第6条の2第1項及び第2項の規定の例による地域連携薬局の認定の申請又は同法第6条の3第1項及び第2項の規定の例による専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査については、それぞれ1件につき11,300円の手数料を徴収する。
- 3 松山市手数料条例第3条から第6条まで（第5条第2項を除く。）の規定は、前項の手数料について準用する。

- 4 この条例による改正後の第2条第2項の規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づく営業の許可を受けている者であって、当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとするものについては、適用しない。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

食品衛生法施行令等の改正に伴い飲食店営業許可申請手数料等の適正化を図るとともに、愛媛県からの権限移譲に伴い地域連携薬局認定申請手数料等を徴収するため、本案を提出する。

議案第 36 号

令和 3 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市食品衛生法施行条例の一部改正について

松山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

松山市食品衛生法施行条例（平成 12 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り，第 6 条を第 5 条とする。

付 則

この条例は，令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

食品衛生法の改正により営業の届出制度が創設されることに伴い，集団給食施設の給食開始の報告に係る規定を廃止するため，本案を提出する。

令和 3 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

1. 契約名 令和 3 年度包括外部監査契約
2. 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
3. 契約の始期 令和 3 年 4 月 1 日
4. 契約の金額 11,132,000 円を上限とする額
5. 費用の支払方法 監査の結果に関する報告書提出後に一括払とする。ただし、費用の一部を前金払できるものとする。
6. 契約の相手方 住所 松山市南吉田町
氏名 武智 弘泰
資格 公認会計士

(提案理由)

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結するため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(包括外部監査契約の締結)

第 252 条の 36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 政令で定める市

地方自治法施行令 (抄)

(包括外部監査契約を締結しなければならない市)

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

令和 3 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

伊予市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び第 4 項の規定により、松山市及び伊予市における連携中枢都市圏形成に関し、協議により次のとおり連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

記

松山市及び伊予市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

松山市及び伊予市は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定によりその例によることとされる同条第 1 項の規定に基づき、次のとおり平成 28 年 7 月 8 日に締結した松山市及び伊予市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

別表を次のように改める。

別表（別紙のとおり）

（提案理由）

伊予市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（連携協約）

第 252 条の 2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公

共同体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

- 3 第1項の協約については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

(別 紙)

別表 (第2条, 第3条関係)

分野	基本方針	取組	役割分担
圏域全体の経済成長のけん引	市町の特長を生かした一体的な産業振興と企業活動支援	中小企業の振興 産学金官民で連携して商談会を開催し、販路拡大を図るなど、中小企業の振興を行う。	松山市が中心となって実施し、伊予市内の事業者への周知・啓発等は伊予市が実施する。
		企業立地の支援 景気動向や雇用状況等、圏域内の状況について意見交換や情報共有を行うとともにコロナ禍による地方見直しの動きも注視しつつ、松山圏域での企業の誘致、拡大、定着及び留置に向けた活動に繋げるほか、圏域の戦略も検討していく。	松山市を中心としつつ、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
農林水産物のブランド化と6次産業化による販路拡大	農林水産物のブランド化と6次産業化による販路拡大	圏域が誇る農林水産物の消費拡大 圏域の各市町が連携し、官民連携による商品開発のほか、広報やPRなどを通じて農林水産物の消費拡大に向けた取組を推進する。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
		有害鳥獣の連携捕獲 実務者レベルの職員による協議の場を設けて圏域市町の協力体制を継続するとともに、モンキードッグや煙火などの試行を検証し横展開等を図ることで実効性のある有害鳥獣対策の取組を行う。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
		ICT等を活用した「スマート農業」の研究 各市町でのスマート農業に向けた取組を情報共有し、それぞれの産品や農地の事情に応じた技術の導入について研究する。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
		「道後温泉」を軸とした観光振興 道後温泉を核として、道後温泉別館飛鳥乃湯泉等において連携市町の特産品のPRや情報発信を行う。また、圏域内の温泉施設の連携も含めた研究を行う。	温泉施設の連携は松山市が中心となって検討する。特産品PRや情報発信は松山市と伊予市が協議し、可能なものから実施を検討する。
山・街・海をつなぐ広域観光の推進			

		圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションやファミツアーの実施	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。		
		圏域全体の観光資源を有効活用し、周遊観光を促進するため、タクシーやレンタカー、観光バス等の二次交通の整備や、周遊観光ルートの提案を行う。また、国内外へ効果的な情報発信を行い、圏域全体での観光誘客を図る。			
高次の都市機能の集積・強化	安全・安心の圏域づくり	救急医療提供体制の維持	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。		
		松山医療圏として圏域で取り組んでいる救急医療提供体制を24時間/365日維持する。			
		火災調査事例の共同研究と合同調査	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。		
		圏域の消防防災力を向上させるため、火災調査事例報告会を合同で開催し、圏域内で発生した特異な調査事例等を消防本部間相互に共有することで、圏域の火災予防及び消防活動体制の向上に繋げる。			
		消防分野の合同就職説明会			
				性別を問わず、様々な場面で活躍する機会がある消防の現状をしっかりと理解してもらうよう、圏域内消防本部合同で説明会などを行い、採用拡大に繋げる。	松山市を中心としつつ、松山市と伊予市が協力して実施する。
				圏域内消防機能の共同運用	
				消防指令センターや特殊車両等、消防機能の共同運用により持続可能な消防体制を構築する。	松山市と伊予市が協議し、決定する。
		広域的公共交通網の構築と圏域拠点の整備		都市圏域内の道路ネットワークの強化	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と伊予市で連携可能性を協議する。
都市圏域内の道路ネットワークの強化を図るため、IC付近や松山外環状道路等の幹線道路を整備する。					
松山空港の利用促進	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と伊予市で連携可能性を協議する。				
松山空港の航路の維持確保等により、利用促進を図る。					

		J R 松山駅周辺地区整備事業による 広域交通結節機能の向上	松山市が実施する。 広域的な検討が必要な場合は、松山市と伊予市で連携可能性を協議する。
		J R 松山駅周辺を圏域全体の広域交通の結節点として、また、交流拠点としてふさわしい施設整備に取り組むとともに、連携の可能性を検討する。	
	圏域における 課題解決機能 の向上	松山アーバンデザインセンターによる人材育成	松山市が中心となってスクール活動を支援し、必要に応じて協議のうえ連携・支援内容を検討する。
		松山アーバンデザインセンターが取り組むアーバンデザインスクールの対象者を圏域内住民から募集し、圏域内の市町と連携することで総合的なまちづくりをより広域的に推進する。	
		SDG s の推進 産学金官民などの多様なステークホルダーが加入する松山市SDG s 推進協議会（プラットフォーム）での活動を通じて、圏域内市町が連携しながら、SDG s の考え方に沿った持続可能なまちづくりを検討し、地域の課題解決に向けた取組の拡大に繋げる。	松山市は、推進協議会事務局を担い事業を主体的に実施し、伊予市は、SDG s に係る伊予市内での周知・啓発等を実施する。
圏域全体の生活関連機能サービスの向上	医療・介護・福祉サービスの充実	救急医療の適正利用	松山市が中心となって取り組み、伊予市内での周知・啓発等は、伊予市が実施する。
		救急医療の適正利用に関するリーフレット及びガイドブックを共同で作成し、幼稚園、保育園等において、適正受診の啓発を圏域内市町で実施する。	
		救急ワークステーションの活用	救急ワークステーションの救急隊員と圏域の救急隊員が相互に協力し、研修や訓練を実施する。
		圏域内の救命率向上を図るため、「松山市救急ワークステーション」を活用し、救急救命士等の教育体制を充実させる。	
健康づくりの推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。		
健康意識の向上や主体的な健康づくりに多くの住民が取り組めるよう、他市町の住民も参加可能なオンラインの健康づくり講座を開催する。			

	地域包括ケアシステムの推進	松山市が中心となつて情報共有・意見交換等を調整し、地域包括ケアシステムの推進はそれぞれで実施する。
	各市町での取組事例等を共有し、地域の課題を地域で解決する地域包括ケアシステムの推進を図ることで、圏域内に住む人たちが、高齢になつても住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくりに取り組む。	
結婚・出産・子育て支援の充実	病児・病後児保育の広域受け入れ	松山市が中心となつて実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	病児・病後児保育の広域利用に取り組む。	
	保育を必要とする子どもの広域受け入れ	保育所等の利用希望がある場合、松山市と伊予市で協議を行い、広域受け入れを実施する。
	保育を必要とする子どもの保護者の勤務地が、居住する市町以外の場合や里帰り出産の場合等に限り、可能な範囲で利用調整を行い、広域受け入れを実施する。	
	児童クラブ支援員研修の連携	研修会を開催する市町が中心となつて実施する。
	圏域内市町それぞれが実施する児童クラブ支援員研修のうち、参加枠に余裕のあるものについて、他市町の支援員が参加できるように連携を図る。	
	子育てイベントや研修の共同開催	松山市が中心となつて実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	圏域内市町で連携を図り、子育てイベントや、子育て支援事業者向けの研修を共同開催する。	
	出会いイベント等による婚活支援事業の連携・共同実施	婚活関係イベントは松山市と伊予市が連携して実施し、その他新たな連携事業を行う際には協議により決定する。
	出会いイベント等による婚活支援について、各市町が連携して取り組む。	
産後ケア事業の推進	松山市が中心となつて圏域市町の現状把握や課題の共有を行い、広域での産後ケア事業の推進についての方策を検討する。	
産後の体調不良や育児不安があり、家族等から十分な援助を受けられない方に対し、産後ケア事業の利用により、安心して育児ができるよう、各市町が連携して広域利用に取り組む。		

文化・スポーツ施策等を通じた圏域の活性化	圏域全体の図書館利用対象者の拡大	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	各市町立図書館の利用対象者を松山圏域に拡大する。また、圏域内各図書館のPRを実施するほか、新たな利便性向上の取組策を検討する。	
	圏域全体の文化施設の戦略的な活用	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	博物館等の文化施設について、出張展示等による情報発信のほか、観光、文化、学習等の様々な視点での戦略的な活用策の検討を行う。	
	プロスポーツ支援	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	圏域住民がスポーツに親しむ機会を増やすとともに、交流人口の拡大を図るため、プロスポーツへの支援を行う。	
スポーツ大会等の誘致・開催に向けた連携協力	スポーツ大会等の誘致・開催に向けた連携協力	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	スポーツ大会、合宿等の誘致・開催について、圏域で連携し、柔軟な会場確保や文化体験の充実を図ることで、大規模大会等の誘致・開催を進め、圏域全体の活性化に繋げる。	
災害対策の推進	災害対策広域連携事業の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	圏域の防災力向上を図るため、担当者会議や合同訓練等を実施することにより、平常時からの連携強化に取り組む。	
	災害時の廃棄物処理に関する連携の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	災害時に廃棄物処理を連携して行えるよう、体制の整備を行う。	
環境保全施策の推進	圏域での地球温暖化対策の推進	連携するイベントや取組によって松山市と伊予市が協議し、役割を決定する。
	圏域内で開催されるイベントでクールチョイスなど環境に配慮した行動を啓発し、圏域での温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策を推進する。	
	環境学習・普及啓発の推進	環境学習及び普及啓発の内容によって松山市と伊予市が協議し、役割を決定する。
	圏域で情報共有を図り、連携して環境に関する学習や普及啓発を推進するとともに、環境問題に精通する人材を圏域で育成する。	

	合併処理浄化槽の普及促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。	
	生活排水による河川等公共用水域の水質汚濁防止のため、圏域で連携して協議会を設立し合併処理浄化槽の普及促進を図る。		
	汚泥の共同処理に係る調査研究	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。	
	効率的な汚泥処理を行うため、圏域市町で連携して、汚泥の共同処理について、調査研究を行う。		
	重信川流域自治体による地下水の保全	必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。	
	重信川流域の地下水を保全するため、流域自治体で連携して保全策の協議、検討を行う。		
	圏域内でのごみ処理広域化の検討	松山ブロックごみ処理広域化検討協議会の中で検討する。	
	圏域内市町のごみ処理広域化について、協議会を設置し、検討を進める。		
	暮らしたい・戻りたいと思える圏域づくり	移住の促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
		圏域への移住を促進するため、コロナ禍により地方居住が注目されている動きにも留意し、圏域イメージの向上をはじめ、移住相談窓口の連携強化、移住フェア等を共同で実施する。	
		広報紙の連携	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
		エリアプライド（圏域への愛着や誇り）の醸成を図り、定住に繋げるため、広報紙への圏域情報の掲載や相互掲載等を実施する。	
若者のふるさと体験を通じた誇りや愛着の醸成		松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。	
若者が3市3町の魅力を知り、圏域への誇りや愛着を育む機会を設けるとともに、若者自身の手でその情報を拡散するなど圏域のPRを行う。			
民間が主導する連携事業の推進		松山市を中心としつつ、松山市と伊予市が協力して実施する。	
商店街活性化やまちづくりなど、様々な分野で民間が行う圏域市町連携の取組を支援し、賑わいの創出や圏域市町産品のPR等を行う。			

圏域内行政サービス効率化等の推進	公共データの公開拡充と利活用促進 オープンデータ数の拡充及び国が示す推奨データセット数の拡充により、地域課題解決のための利活用の促進に取り組む。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	空き家対策及び公営住宅の管理等の共有化	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	松山圏域の3市3町が抱えている空き家対策及び公営住宅の管理等の課題解決に向けて連携する。	
	実務研修員の受け入れ 様々な行政課題の解決と職員の人材育成のため、圏域市町間で実務研修員の受け入れを行う。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。

令和 3 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

東温市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び第 4 項の規定により、松山市及び東温市における連携中枢都市圏形成に関し、協議により次のとおり連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

記

松山市及び東温市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

松山市及び東温市は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定によりその例によることとされる同条第 1 項の規定に基づき、次のとおり平成 28 年 7 月 8 日に締結した松山市及び東温市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

別表を次のように改める。

別表（別紙のとおり）

（提案理由）

東温市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（連携協約）

第 252 条の 2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公

共同体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

- 3 第1項の協約については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

(別紙)

別表(第2条, 第3条関係)

分野	基本方針	取組	役割分担
圏域全体の経済成長のけん引	市町の特長を生かした一体的な産業振興と企業活動支援	中小企業の振興	松山市が中心となって実施し、東温市内の事業者への周知・啓発等は東温市が実施する。
		産学金官民で連携して商談会を開催し、販路拡大を図るなど、中小企業の振興を行う。	
		企業立地の支援	
		景気動向や雇用状況等、圏域内の状況について意見交換や情報共有を行うとともにコロナ禍による地方見直しの動きも注視しつつ、松山圏域での企業の誘致、拡大、定着及び留置に向けた活動に繋げるほか、圏域の戦略も検討していく。	
	農林水産物のブランド化と6次産業化による販路拡大	圏域が誇る農林水産物の消費拡大	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
		圏域の各市町が連携し、官民連携による商品開発のほか、広報やPRなどを通じて農林水産物の消費拡大に向けた取組を推進する。	
		有害鳥獣の連携捕獲	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
		実務者レベルの職員による協議の場を設けて圏域市町の協力体制を継続するとともに、モンキードッグや煙火などの試行を検証し横展開等を図ることで実効性のある有害鳥獣対策の取組を行う。	
		ICT等を活用した「スマート農業」の研究	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
		各市町でのスマート農業に向けた取組を情報共有し、それぞれの産品や農地の事情に応じた技術の導入について研究する。	
山・街・海をつなぐ広域観光の推進	「道後温泉」を軸とした観光振興	温泉施設の連携は松山市が中心となって検討する。特産品PRや情報発信は松山市と東温市が協議し、可能なものから実施を検討する。	
	道後温泉を核として、道後温泉別館飛鳥乃湯泉等において連携市町の特産品のPRや情報発信を行う。また、圏域内の温泉施設の連携も含めた研究を行う。		

		圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションやファムツアーの実施	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
		圏域全体の観光資源を有効活用し、周遊観光を促進するため、タクシーやレンタカー、観光バス等の二次交通の整備や、周遊観光ルートの提案を行う。また、国内外へ効果的な情報発信を行い、圏域全体での観光誘客を図る。	
高次の都市機能の集積・強化	安全・安心の圏域づくり	救急医療提供体制の維持	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
		松山医療圏として圏域で取り組んでいる救急医療提供体制を24時間/365日維持する。	
		火災調査事例の共同研究と合同調査	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
		圏域の消防防災力を向上させるため、火災調査事例報告会を合同で開催し、圏域内で発生した特異な調査事例等を消防本部間相互に共有することで、圏域の火災予防及び消防活動体制の向上に繋げる。	
		消防分野の合同就職説明会	松山市を中心としつつ、松山市と東温市が協力して実施する。
		性別を問わず、様々な場面で活躍する機会がある消防の現状をしっかりと理解してもらうよう、圏域内消防本部合同で説明会などを行い、採用拡大に繋げる。	
	圏域内消防機能の共同運用	松山市と東温市が協議し、決定する。	
	消防指令センターや特殊車両等、消防機能の共同運用により持続可能な消防体制を構築する。		
	広域的公共交通網の構築と圏域拠点の整備	都市圏域内の道路ネットワークの強化	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と東温市で連携可能性を協議する。
		都市圏域内の道路ネットワークの強化を図るため、IC付近や松山外環状道路等の幹線道路を整備する。	
松山空港の利用促進		松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と東温市で連携可能性を協議する。	
松山空港の航路の維持確保等により、利用促進を図る。			

		J R 松山駅周辺地区整備事業による 広域交通結節機能の向上	松山市が実施する。 広域的な検討が必要な場合は、松山市と東温市で連携可能性を協議する。	
		J R 松山駅周辺を圏域全体の広域交通の結節点として、また、交流拠点としてふさわしい施設整備に取り組むとともに、連携の可能性を検討する。		
		圏域における 課題解決機能 の向上	松山アーバンデザインセンターによる人材育成	松山市が中心となってスクール活動を支援し、必要に応じて協議のうえ連携・支援内容を検討する。
			松山アーバンデザインセンターが取り組むアーバンデザインスクールの対象者を圏域内住民から募集し、圏域内の市町と連携することで総合的なまちづくりをより広域的に推進する。	
		SDG s の推進	松山市は、推進協議会事務局を担い事業を主体的に実施し、東温市は、SDG s に係る東温市内での周知・啓発等を実施する。	
		産学金官民などの多様なステークホルダーが加入する松山市SDG s 推進協議会（プラットフォーム）での活動を通じて、圏域内市町が連携しながら、SDG s の考え方に沿った持続可能なまちづくりを検討し、地域の課題解決に向けた取組の拡大に繋げる。		
圏域全体の生活関連機能サービスの向上	医療・介護・福祉サービスの充実	救急医療の適正利用	松山市が中心となって取り組み、東温市内での周知・啓発等は、東温市が実施する。	
		救急医療の適正利用に関するリーフレット及びガイドブックを共同で作成し、幼稚園、保育園等において、適正受診の啓発を圏域内市町で実施する。		
		救急ワークステーションの活用	救急ワークステーションの救急隊員と圏域の救急隊員が相互に協力し、研修や訓練を実施する。	
		圏域内の救命率向上を図るため、「松山市救急ワークステーション」を活用し、救急救命士等の教育体制を充実させる。		
		健康づくりの推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。	
		健康意識の向上や主体的な健康づくりに多くの住民が取り組めるよう、他市町の住民も参加可能なオンラインの健康づくり講座を開催する。		

結婚・出産・子育て支援の充実	地域包括ケアシステムの推進	松山市が中心となって情報共有・意見交換等を調整し、地域包括ケアシステムの推進はそれぞれで実施する。
	各市町での取組事例等を共有し、地域の課題を地域で解決する地域包括ケアシステムの推進を図ることで、圏域内に住む人たちが、高齢になっても住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくりに取り組む。	
	病児・病後児保育の広域受け入れ	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	病児・病後児保育の広域利用に取り組む。	
	保育を必要とする子どもの広域受け入れ	保育所等の利用希望がある場合、松山市と東温市で協議を行い、広域受け入れを実施する。
	保育を必要とする子どもの保護者の勤務地が、居住する市町以外の場合や里帰り出産の場合等に限り、可能な範囲で利用調整を行い、広域受け入れを実施する。	
	児童クラブ支援員研修の連携	研修会を開催する市町が中心となって実施する。
	圏域内市町それぞれが実施する児童クラブ支援員研修のうち、参加枠に余裕のあるものについて、他市町の支援員が参加できるように連携を図る。	
	子育てイベントや研修の共同開催	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	圏域内市町で連携を図り、子育てイベントや、子育て支援事業者向けの研修を共同開催する。	
	出会いイベント等による婚活支援事業の連携・共同実施	婚活関係イベントは松山市と東温市が連携して実施し、その他新たな連携事業を行う際には協議により決定する。
	出会いイベント等による婚活支援について、各市町が連携して取り組む。	
	産後ケア事業の推進	松山市が中心となって圏域市町の現状把握や課題の共有を行い、広域での産後ケア事業の推進についての方策を検討する。
産後の体調不良や育児不安があり、家族等から十分な援助を受けられない方に対し、産後ケア事業の利用により、安心して育児ができるよう、各市町が連携して広域利用に取り組む。		

文化・スポーツ施策等を通じた圏域の活性化	圏域全体の図書館利用対象者の拡大	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	各市町立図書館の利用対象者を松山圏域に拡大する。また、圏域内各図書館のPRを実施するほか、新たな利便性向上の取組策を検討する。	
	圏域全体の文化施設の戦略的な活用	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	博物館等の文化施設について、出張展示等による情報発信のほか、観光、文化、学習等の様々な視点での戦略的な活用策の検討を行う。	
	プロスポーツ支援	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	圏域住民がスポーツに親しむ機会を増やすとともに、交流人口の拡大を図るため、プロスポーツへの支援を行う。	
災害対策の推進	スポーツ大会等の誘致・開催に向けた連携協力	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	スポーツ大会、合宿等の誘致・開催について、圏域で連携し、柔軟な会場確保や文化体験の充実を図ることで、大規模大会等の誘致・開催を進め、圏域全体の活性化に繋げる。	
	災害対策広域連携事業の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	圏域の防災力向上を図るため、担当者会議や合同訓練等を実施することにより、平常時からの連携強化に取り組む。	
環境保全施策の推進	災害時の廃棄物処理に関する連携の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	災害時に廃棄物処理を連携して行えるよう、体制の整備を行う。	
	圏域での地球温暖化対策の推進	連携するイベントや取組によって松山市と東温市が協議し、役割を決定する。
	圏域内で開催されるイベントでクールチョイスなど環境に配慮した行動を啓発し、圏域での温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策を推進する。	
環境学習・普及啓発の推進	環境学習・普及啓発の推進	環境学習及び普及啓発の内容によって松山市と東温市が協議し、役割を決定する。
	圏域で情報共有を図り、連携して環境に関する学習や普及啓発を推進するとともに、環境問題に精通する人材を圏域で育成する。	

	合併処理浄化槽の普及促進	松山市が中心となって実施し，必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。	
	生活排水による河川等公共用水域の水質汚濁防止のため，圏域で連携して協議会を設立し合併処理浄化槽の普及促進を図る。		
	汚泥の共同処理に係る調査研究	松山市が中心となって実施し，必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。	
	効率的な汚泥処理を行うため，圏域市町で連携して，汚泥の共同処理について，調査研究を行う。		
	重信川流域自治体による地下水の保全	必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。	
	重信川流域の地下水を保全するため，流域自治体で連携して保全策の協議，検討を行う。		
	圏域内でのごみ処理広域化の検討	松山ブロックごみ処理広域化検討協議会の中で検討する。	
	圏域内市町のごみ処理広域化について，協議会を設置し，検討を進める。		
	暮らしたい・戻りたいと思える圏域づくり	移住の促進	松山市が中心となって実施し，必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
		圏域への移住を促進するため，コロナ禍により地方居住が注目されている動きにも留意し，圏域イメージの向上をはじめ，移住相談窓口の連携強化，移住フェア等を共同で実施する。	
広報紙の連携		松山市が中心となって実施し，必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。	
エリアプライド（圏域への愛着や誇り）の醸成を図り，定住に繋げるため，広報紙への圏域情報の掲載や相互掲載等を実施する。			
若者のふるさと体験を通じた誇りや愛着の醸成		松山市が中心となって実施し，必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。	
若者が3市3町の魅力を知り，圏域への誇りや愛着を育む機会を設けるとともに，若者自身の手でその情報を拡散するなど圏域のPRを行う。			
民間が主導する連携事業の推進		松山市を中心としつつ，松山市と東温市が協力して実施する。	
商店街活性化やまちづくりなど，様々な分野で民間が行う圏域市町連携の取組を支援し，賑わいの創出や圏域市町産品のPR等を行う。			

圏域内行政サービス効率化等の推進	公共データの公開拡充と利活用促進	松山市が中心となって実施し，必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	オープンデータ数の拡充及び国が示す推奨データセット数の拡充により，地域課題解決のための利活用の促進に取り組む。	
	空き家対策及び公営住宅の管理等の共有化	松山市が中心となって実施し，必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	松山圏域の3市3町が抱えている空き家対策及び公営住宅の管理等の課題解決に向けて連携する。	
	実務研修員の受け入れ	松山市が中心となって実施し，必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	様々な行政課題の解決と職員の人材育成のため，圏域市町間で実務研修員の受け入れを行う。	

